

# 令和6年10月から 児童手当制度が改正されます！



項目	改正前		改正後		
所得制限	あり 所得制限限度額以上：特例給付（月額 5,000 円） 所得上限限度額以上：支給なし		<u>所得制限なし</u>		
支給対象 年齢	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳年度末まで)		<u>高校生年代までの国内に住所を有する児童</u> <u>(18歳年度末まで)</u>		
児童手当 月額	3歳未満	15,000円	3歳未満	15,000円	
	3歳～小学生	10,000円	第3子以降 15,000円	3歳～小学生	10,000円
	中学生	10,000円		中学生	10,000円
	高校生年代	支給なし		高校生年代	<u>10,000円</u>
第3子加算のカウント対象	高校生年代（18歳年度末）までの児童		<u>大学生年代(22歳年度末)までのこども</u> ◎受給者の経済的負担（学費や家賃、生活費の一部を保護者が負担している）がある場合に限る		
支払回数	年3回（6月、10月、2月）支払		<u>年6回(偶数月)支払</u>		

※高校生年代：中学校修了後、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高校在学かどうかは問いません）

※大学生年代：高校生年代後、22歳に達する日以後の最初の3月31日まで（第3子加算の対象となるのは、受給者の経済的負担がある場合です。同居・別居の別、進学・就職の状況、婚姻や出産の有無は問いません）

- ・改正後の初回の支払は、令和6年12月（令和6年10～11月手当分）となります。
- ・令和6年10月支払（令和6年6～9月手当分）については、改正前の内容となります。
- ・公務員の方の児童手当は勤務先にご確認ください。

## 下記にあてはまる方は申請等が必要です！

- ① 所得超過のため特例給付を受給していない方
- ② 中学生までの子はいないが、高校生年代の子がいる方
- ③ 新たに第3子加算のカウント対象となる大学生年代の子がいる方
- ④ 現在、児童手当または特例給付を受給しており、第3子加算のカウント対象となっていない高校生年代の子がいる方 ⇒ 対象世帯を把握しておりませんので、必要書類は送付していません。蕨市ホームページから必要書類をダウンロードして申請いただくか、下記問い合わせ先までご連絡ください。

左記①～③の方には、9月上旬に必要書類を送付します。

## ◆申請期間：9月3日(火)～10月31日(木)

※制度改正により新たに申請が必要な方は、令和7年3月31日（月）までを申請猶予期間とし、その間に申請があった場合には、令和6年10月手当分まで遡って随時支給します。

## 下記の方は申請の必要はありません。

### ○現在、児童手当または特例給付を受給しており、第3子カウントの対象となる大学生年代(22歳年度末)の子がいない方

- ・現在特例給付を受給している方
- ・現在受給中で、第3子加算のカウント対象の高校生年代の子がいる方
- ・現在受給中で、中学生以下の子が3人以上いて第3子加算を受けている方

※支給額が変更となる場合は、職権により額改定を行い通知します。

☆蕨市ホームページでは、より詳しい情報を掲載しています！

## <問い合わせ先>

子ども未来課子ども家庭係

電話 048-433-7757 (直通)

メール [kodomo@city.warabi.saitama.jp](mailto:kodomo@city.warabi.saitama.jp)

開庁時間 平日 8:30～17:15  
(土日祝日、年末年始を除く)

☆ご不明な点がある方は、開庁時間にご連絡ください。お電話でのお問い合わせがスムーズです。